

確定申告の受付相談会場が変わります！

確定申告期間：平成19年2月16日(金)～3月15日(木)
新 受付相談場所：県立倉吉体育文化会館中研修室(2F)

*なお、関金支所での受付は従来どおり行います。

来年の確定申告は、より充実したサービスの提供を図るため、申告書の作成のほか、税金へのさまざまな問合せに関する窓口を一本化し、税務署、県税事務所、市役所および税理士会が同じ場所に集合して受付を行

なう、一斉合同申告方式に変わります。

これにより、次の確定申告期間中は、税務署内および市役所内では申告受付は行いませんので、場所をお間違えないようお願いします。

申告の種類	期 間	受付相談場所
還付申告(源泉所得税の返還を求める申告)	平成19年1月4日(木)～2月15日(木)	税務署
	平成19年2月1日(木)～2月15日(木)	市役所税務課
確定申告および住民税申告	平成19年2月16日(金)～3月15日(木)	* 県立体育文化会館

税の知識1・・・『寡婦(夫)控除』をご存知ですか？

納税者本人が次に当てはまる場合は、確定申告書を提出することで、寡婦(夫)控除が取得できます。

寡婦(夫)控除の内容

内 容	所 得 税	個人住民税
所得控除額	27万円 ただし、特別の寡婦は35万円	26万円 ただし、特別の寡婦は30万円
特例措置	なし	合計所得が125万円以下の場合、住民税が非課税



1. 寡婦(女性)控除の要件

【通常の寡婦】

次のいずれかに当てはまる人に適用されます。

- (1) 夫と死別または離別した後、婚姻をしていない人で、扶養親族または38万円以下の所得しかない生計を一にする子を有する人。ただし、その子がほかの人の扶養親族などになっている場合は除きます。
- (2) 夫と死別した後、婚姻をしていない人で、1月～12月の合計所得が500万円以下の人。

【特別の寡婦】

夫と死別または離別した後、婚姻をしていない人で、扶養親族である子を有し、1月～12月の合計所得が500万円以下の人

2. 寡夫(男性)控除の要件

次のすべてを満たしている人に適用されます。

- (1) 妻と死別または離別した後、婚姻をしていない人。
- (2) 38万円以下の所得しかない生計を一にする子を有する人。ただし、その子がほかの人の扶養親族などになっている場合は除きます。
- (3) 1月～12月の合計所得が500万円以下の人。

税の知識2・・・「扶養控除」をご存知ですか？

平成18年分の場合

1月～12月の合計所得が38万円以下の扶養親族がいる場合、扶養控除が取得できます。



内 容	控 除 額	
	所 得 税	個人住民税
(1) 特定扶養親族・・・平成18年12月31日現在で年齢16～22歳の人	63万円	45万円
(2) 老人扶養親族・・・平成18年12月31日現在で年齢70歳以上の人	48万円	38万円
(3) 扶養親族・・・上記(1)、(2)以外の扶養親族	38万円	33万円

詳しくは、市税務課市民税係(☎ 22-8114)までお問い合わせください。

来春は保育園ですネ！



平成19年4月1日からの保育所への入所申込を受け付けしています。

◆対象児童の年齢：生後57日目～就学前

◆受付場所：入所を希望する保育所

※市外保育所を希望する人は福祉課で受け付けます。

◆入所の条件：保護者が仕事や病気などの事情で、家庭での子どもの保育ができない場合

◆給食：乳児には月齢にあわせた離乳食、3歳未満児は主食・副食・おやつ2回、3歳以上児は副食・おやつ1回で主食は持参

◆保育料：保育料基準は市内一律です。金額は保護者の前年分の所得税、前年度分の市民税の課税額および子どもの年齢（3歳以上、未満の2区分）などで決まります。

詳しくは、市ホームページ(下記アドレス)に掲載しています。

※問合せ先：福祉課 (TEL 22-8100/ FAX 22-7020)

市内認可保育所一覧

地区名	保育所名	公・私立	定員	所在地	開所時間 (延長時間含む)	特 別 保 育			電話番号
						一時 保育	休日 保育	オープンデー	
上北条	上北条保育園	私立	90	新田360-2	7時00分～19時00分	△		水曜	☎ 26-0066
上 井	上井保育園	公立	60	福庭町2丁目152	7時20分～18時50分			木曜	☎ 26-0868
	あゆみ保育園	私立	90	海田西町2丁目251	7時00分～19時00分	△		木曜	☎ 26-0638
	ひかり保育園	私立	45	上井町1丁目104	7時15分～19時15分	△		2・4木曜	☎ 26-1389
西 郷	ババール園	私立	90	山根425-3	7時00分～20時00分	○	○	2・4水曜	☎ 26-0211
	倉吉東保育園	私立	120	上井781-1	7時15分～19時15分	○		月2回	☎ 26-3436
	西郷保育園	公立	80	下余戸129-1	7時20分～18時50分			木曜	☎ 26-2646
上 灘	どんぐり保育園	私立	120	上灘町41-1	7時00分～19時00分	△	△	水曜	☎ 22-0252
	うつぶき保育園	私立	90	東昭和町177-1	7時00分～20時00分	△		水曜	☎ 22-2933
成 徳	倉吉愛児園	私立	90	東町342	7時00分～19時00分	△	△	月2回	☎ 22-3072
	めぐみ保育園	私立	60	仲ノ町742-2	7時00分～19時00分	○	△	月～金曜	☎ 22-3488
明 倫	倉吉西保育園	公立	60	余戸谷町2970-1	7時20分～18時50分			木曜	☎ 22-2687
	ひまわり保育園	私立	60	みどり町3180	7時10分～19時10分	△		金曜	☎ 23-0999
灘 手	灘手保育園	公立	45	尾原500-15	7時20分～18時50分			木曜	☎ 22-5405
社	向山保育園	私立	60	和田東町917	7時00分～19時10分	△		木曜	☎ 23-0836
	みのり保育園	私立	120	西福守町595	7時00分～19時00分	△		2・4火曜	☎ 28-0018
	社保育園	公立	60	国分寺342-11	7時20分～18時50分			水曜	☎ 28-1755
北 谷	北谷保育園	公立	45	沢谷289-1	7時20分～18時50分			木曜	☎ 28-1416
高 城	高城保育園	公立	90	上福田1104	7時20分～18時50分	○		木曜	☎ 28-2202
小 鴨	西倉吉保育園	私立	60	西倉吉町2-23	7時15分～19時30分	△		金曜	☎ 28-2228
	小鴨保育園	公立	90	中河原551-1	7時20分～18時50分	○		月～金	☎ 28-2836
上小鴨	上小鴨保育園	公立	60	鴨河内1731-1	7時20分～18時50分			木曜	☎ 28-0306
関 金	関金保育園	公立	90	関金町関金宿2830-2	7時20分～18時50分	○		火曜	☎ 45-2853
	山守保育園	公立	45	関金町堀2058	7時20分～18時50分			月～土	☎ 45-2253

《実施事業のご紹介》

・延長保育と障害児保育は全園で実施しています。

・一時保育、休日保育は、上の表のとおりです。

○は市からの委託事業、△は園の自主事業です。(自主事業の詳細は各園にお問い合わせください)

※一時保育：保育園に入所していない就学前の児童を緊急・一時的に保育します。

※オープンデー：保育園に入所していない就学前の児童とその保護者に保育園を開放します。



保育料については、倉吉市のホームページに掲載しています。

URL:<http://www.city.kurayoshi.tottori.jp/p/gyousei/div/fukushi/fukushi/9/7/>

年末の交通安全県民運動

12月13日から22日までの10日間

その一杯 勧めたあなたも 共犯者

(運動の重点)

重点1・飲酒運転の根絶

重点2・子どもと高齢者の交通事故防止

重点3・後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

年末・年始は飲酒の機会が増えることで、交通事故の多発が予想されるため、飲酒運転の根絶などを重点として、年末の交通安全県民運動が県下一斉に実施されます。

◎運転者の皆さん、「これくらいなら大丈夫」「もうさめただろう」などの甘い考えはやめましょう。お酒を飲んだら絶対に運転をしない、車を運転する人にはお酒を勧めない、を徹底しましょう。

特に、高齢運転者標識(もみじマーク)を付けた車両や、高齢の歩行者を見かけたら、スピードを落とすなど思いやり運転を心がけましょう。

◎高齢者の皆さん、運転適性診断などを積極的に受け、自分の運転能力に応じたゆとりある運転を心がけましょう。

◎薄暮の時間帯(今の時期ですと午後5時ごろ)には、歩行者や自転車からよく見えるよう、車の前照灯を点灯しましょう。

◎歩行者の皆さん、夜間外出するときは、明るい服装で靴や持ち物に反射材を付けて、運転者から見えやすいようにしましょう。自転車を利用するときは、必ず信号を守り前方左右など周囲の状況を確認して通行しましょう。また、右折左折するときは、早めに合図を出し、歩行者や自転車の有無にも十分注意しましょう。



※問合せ先…総務課(☎22-162 / ☎22-1087)

市議会報告 11月定例会

平成十七年度一般会計および特別会計決算など、十八議案を審議
平成十八年11月第6回倉吉市議会定例会が、11月2日から17日まで開催され、平成十七年度決算、保育所条例の一部改正案など18議案、陳情4件、議会発議4件などが審議されました。

会議録(質問、答弁など)は、各地区公民館、各人権文化センター、市立図書館、市役所2階市民と市長のふれあいコーナーなどで、2月下旬からご覧になれます。市議会会議録検索システムは、倉吉市ホームページからご覧になれます。

議案

【認定 十七件】

●平成十七年度の一般会計及び、各特別会計歳入歳出決算

【原案可決 一件】

●倉吉市立保育所条例の一部改正について

陳情

【採択 一件】

●間伐材搬出促進に関する意見書提出について

趣旨採択 二件

●河北中学校の移転に伴う施設設備整備について ●最低保障年金制度の創設を求める意見書提出について

【不採択 二件】

●倉吉市上灘保育園の廃園反対について ●中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める意見書提出について

【継続審査 三件】

●新斎場建設候補地の推薦撤回について ●「グリーンスコーレセきがね」存続について ●新斎場建設候補地の取り下げについて

倉吉市議会定例会のお知らせ

平成十八年12月第7回倉吉市議会定例会が、次の日程で開催されます。

通し日	月・日	曜	会議区分	時 間	内 容
1	12月5日	火	本会議	午前10時	議案の上程、提案理由の説明
2	6日	水	〃	〃	市政に対する一般質問
3	7日	木	〃	〃	〃
4	8日	金	〃	〃	〃
5	9日	土	休 会		
6	10日	日	〃		
7	11日	月	本会議	午前10時	付議議案に対する質疑～委員会付託
8	12日	火	委員会		
9	13日	水	〃		
10	14日	木	休 会		
11	15日	金	本会議	午前10時	委員長報告～付議議案の討論・採決

※問合せ先：議会事務局(☎22-8145/ ☎22-8146)

【選 任 一件】

●倉吉市議会議会運営委員会委員の選任について(川部 洋)

【原案可決 三件】

●間伐材搬出促進に関する意見書提出について ●最低保障年金制度の創設を求める意見書提出について ●道路特定財源制度の堅持を求める意見書提出について

差別や人権侵害を許さない社会システムを！

「差別の現実から深く学ぶ」取り組みを通して

「差別はなくなりつつある」、しかしその一方で、「差別は根強く存在する」とよく言われます。実際に、私たちの身近な暮らしの中に発生している差別の実態やその背景を知ることが「行動化につながる学び」として重要です。

公衆トイレや公共施設にいつく差別落書き

2004(平成16)年以降、中部地区で合計6件の差別落書きが発覚しました。

■事例1

2004(平成16)年JR倉吉駅男子用トイレに「○○コウエタ」などと、中部地区にある高等学校を名指し、賤称語を使い誹謗中傷する差別落書きが、繰り返し発見されました。

■事例2

同年、市内のショッピングセンターや児童公園の遊具やトイレなどに同和地区の人々や在日外国人を誹謗中傷する落書きが発見されました。

■事例3

2005(平成17)年7月、東伯郡同和対策協議会が主催する同和問題講演会の案内チラシの両面に、黒いボールペンで「人お差別する町(倉吉)」と書かれたものが交流プラザのパンフレットスタンドに投げ込まれていました。

■事例4

2006(平成18)年3月、ハワイ海水浴場隣の国道9号線宇野駐車場トイレの壁にマジックで「えた ヒニン 死ぬ」と書かれていました。

■事例5

同年4月、三朝町内の県道わきガードレールに「しんへいしね」、「バエタ エタ」と書かれていました。

■事例6

同年6月、8月には、JR倉吉駅に隣接する倉吉ほっとプラザの男子トイレでも、あいついで「エタ」と書かれた差別落書きが発見されています。

差別投書や問合せ事象

◆事例1

2005(平成17)年8月には、倉吉体育文化会館に大学ノートに破った紙に「NO4 私は痛めにあつた。こんなことをするので間違いないことが

起こりやすい。(同和の人間は汚い)」と書かれた投書が投げ込まれました。この日は、県内から約3,000人が集まって第30回部落解放鳥取県研究集会が開催されました。差別をなくするための集会を、「このような集会や取り組みは止めてしまえ」と批判した内容の投書でした。

◆事例2

今年3月には、倉吉市役所に中古住宅販売にかかわって市内の地区名を出しながら同和地区かどうかを訪ねる問合せの電話がありました。結局、この電話の人物は、「その物件がいくら良い物件であっても同和地区であれば購入しない」と発言しています。同和地区の土地に対する予断と偏見が根強く存在していることを表す事象でした。

行動化につながる学びを

このようにあいついで発生しているさまざまな差別事件の現状と課題を認識し、「差別の現実から深く学ぶ」ための学習活動の充実や社会システムをつくることがより強く求められています。

倉吉市では、県内で3番目となる罰則規定を含む「倉吉市落書きの防止に関する条例」(平成17年11月1日施行)を制定しています。

第58回人権週間はじまる

12月4日(月)～10日(日)

この週間は、昭和23年12月10日、第3回国際連合総会で「世界人権宣言」が採択された日を記念して定められ、今年で58回目を迎えます。

人権の尊厳を知り、お互いに相手の立場を考え、これを大切にすることが「人権尊重」です。皆さんもこの機会に今一度、人権の尊重について考えてみませんか。

《強調事項》

「育てよう一人ひとりの人権意識」
— 思いやりの心。 —
かけがえのない命を大切に—

- ♥ 女性の人権を守ろう
- ♥ 子どもの人権を守ろう
- ♥ 高齢者を大切にすることを育てよう
- ♥ 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- ♥ 部落差別をなくそう
- ♥ アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ♥ 外国人の人権を尊重しよう
- ♥ HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう
- ♥ 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ♥ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ♥ インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ♥ 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ♥ ホームレスに対する偏見をなくそう
- ♥ 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- ♥ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

※問合せ先…鳥取地方事務局人権擁護課
(☎0857-2212289)